

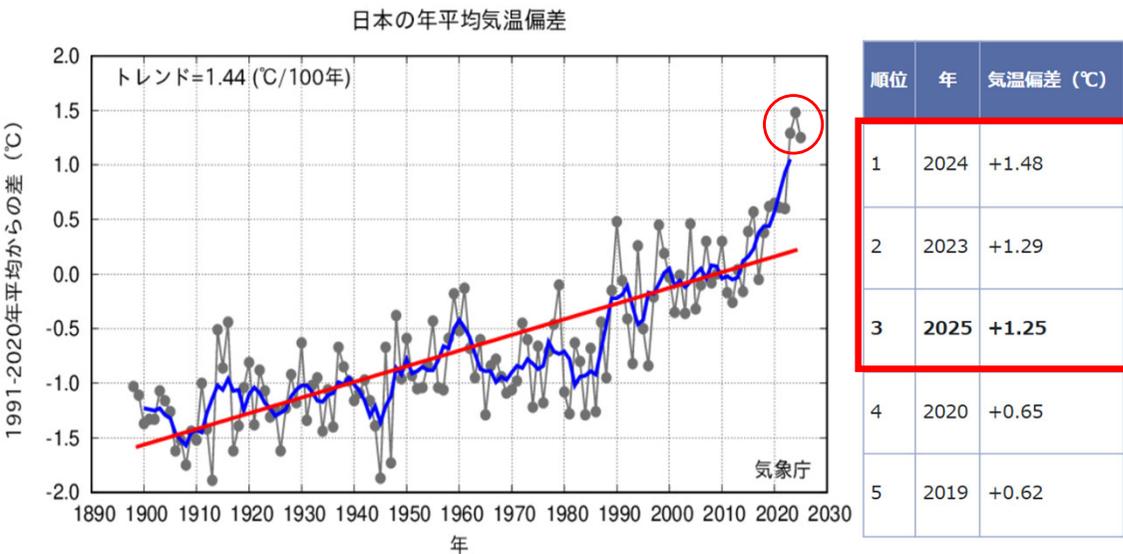
みどりの食料システム戦略と バイオスティミュラントについて

令和 8 年 3 月
農林水産省

気候変動・大規模自然災害の増加

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で上昇。
- 2025年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降3番目に高い値。
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが既に発生。
- 大雨の年間発生回数の増加などにより、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。

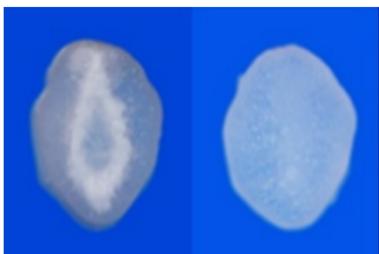
■ 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出

■ 農業分野への気候変動の影響

- ・ 水稲：高温による品質の低下
- ・ リンゴ：成熟期の着色不良・着色遅延

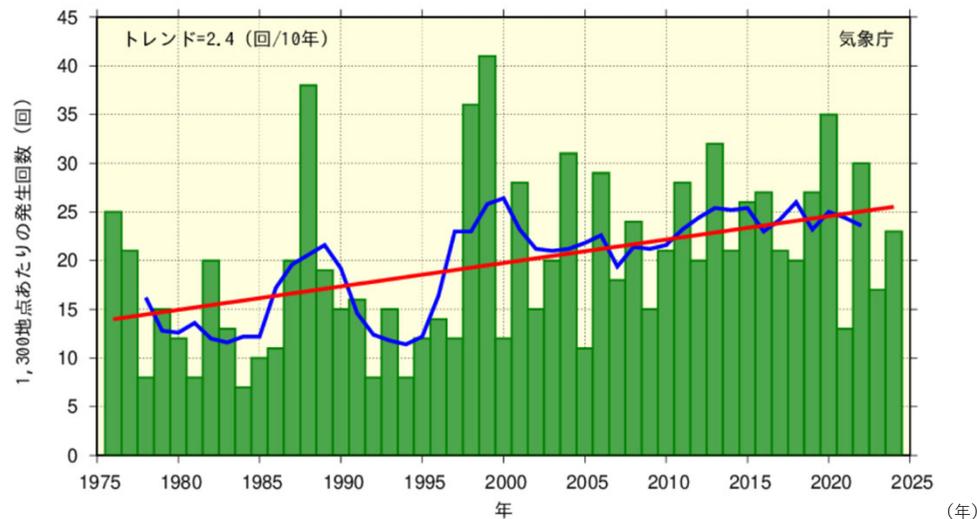


白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



成熟終期 1か月間の温度を17°C(上)、22°C(中)、27°C(下)で管理したりんごの着色状況

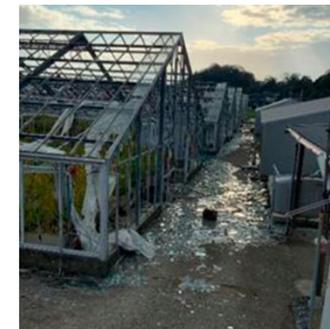
■ 1時間降水量80mm以上の年間発生回数



■ 農業分野の被害



河川氾濫によりネギ畑が冠水 (令和5年7月秋田県能代市)



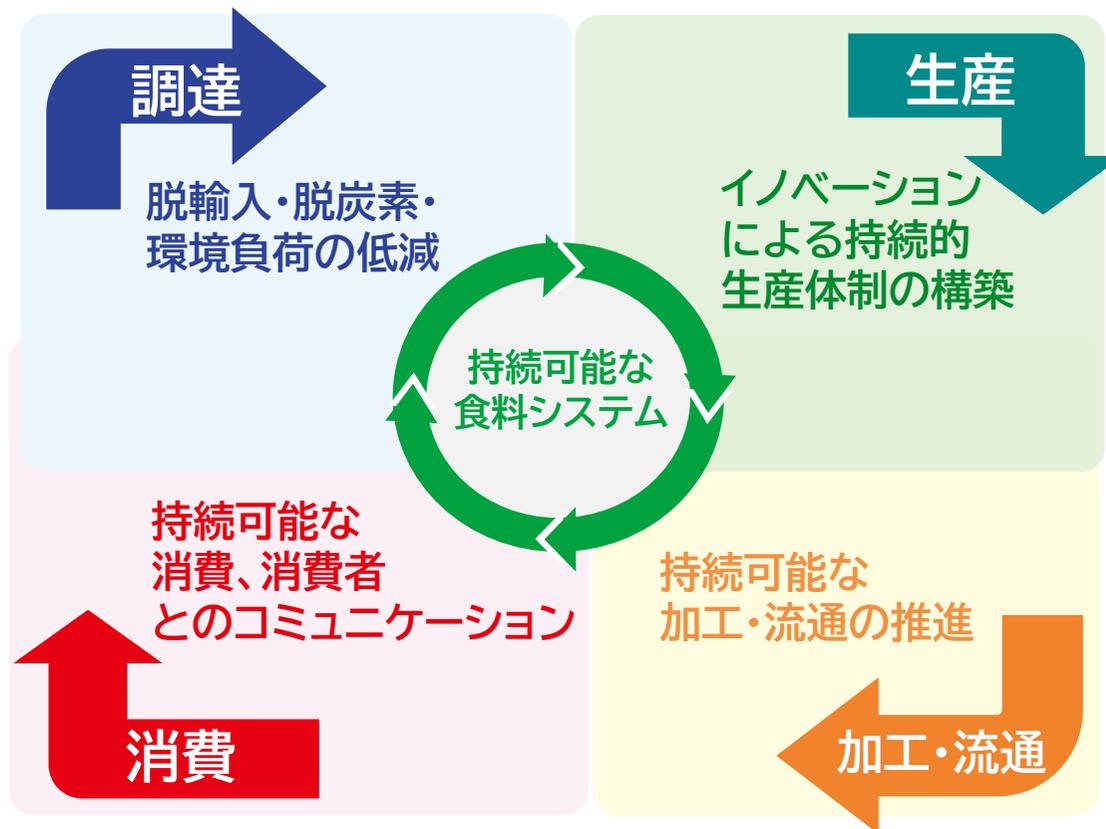
被災したガラスハウス (令和元年房総半島台風)

「みどりの食料システム戦略」の策定（令和3（2021）年）

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現

2050年までに

- ・農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
 - ・化学農薬の使用量(リスク換算)の50%低減
 - ・化学肥料使用量の30%低減
 - ・耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ほか、林野・水産含め計14のKPIを設定



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

社会

国民の豊かな食生活
地域の雇用・所得増大

環境

将来にわたり安心して
暮らせる地球環境の継承

みどりの食料システム法について

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○全都道府県で計32,000以上の経営体を認定

○34道府県82区域で特定区域を設定

特定計画が7県10区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で締結

(令和8年1月末時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○102の事業者を認定（令和8年2月末時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・ 水耕栽培等における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・ 環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・ バイオ炭の農地への施用
- ・ プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

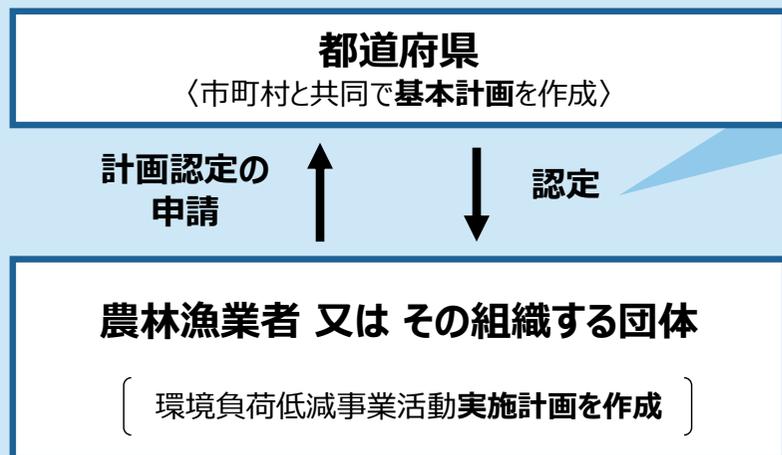
（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



認定要件

基本計画に沿ったものであること等

【計画記載事項】

- ・目標
- ・実施内容・期間
- ・実施体制
- ・必要な資金 等



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機



メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥化処理施設



軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

認定者に対する支援措置

農林漁業者等向け

○補助金の採択要件

- ・先進的有機農業拡大促進事業、有機転換推進事業、みどりハード事業※1

○課税の特例（法人税・所得税）

- ・環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例

○沿岸漁業改善資金助成法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）

○家畜排せつ物法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

○食料システム法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（食品等持続的供給促進資金※2）の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

※1 認定者のうち、大規模有機農業者に限る。

※2 旧：食品流通改善資金

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。**
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、**5年間を目途に定めるものとする。**

基盤確立事業について

- 令和8年2月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**102の事業者**の取組を認定。化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**91機種**がみどり税制の対象となっている。
- **全6類型**で認定が行われ、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大。

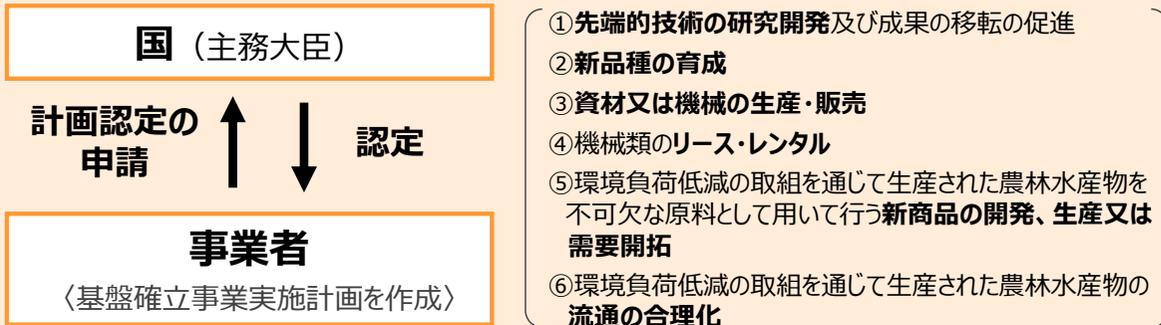
研究開発・実証（5件）	新品種の開発（1件）	資材・機械の生産・販売（86件）
<p>(株)AGRI SMILE(東京)</p>  <p>農作物を原料とし、植物の養分吸収活性を高める“食品残渣型バイオスティミュラント”を開発。</p> <p>EF Polymer(株)(沖縄)</p>  <p>農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる“超吸水性ポリマー”を開発。</p>	<p>(地独)北海道立総合研究機構(北海道)</p> <p>北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種を育成。</p>  <p>小麦 稲 ばれいしょ</p>	<p>(株)日本チャンキー(栃木)</p>  <p>鶏ふんを原材料とした有機ペレット堆肥の普及拡大。 【みどりハード※を活用】</p> <p>(株)天神製作所(宮崎)</p>  <p>堆肥の生産を効率的に行う自動攪拌機の普及拡大。 【みどり税制対象機械】</p>
機械のリース・レンタル（1件）	新商品の開発（5件）	流通の合理化（4件）
<p>(株)ハタケホットケ(長野)</p> <p>水田内を走行し、水を濁らせることで雑草の成長を阻害し、除草作業を効率化する抑草ロボットのレンタル拡大。</p> 	<p>(株)神門(北海道)</p>  <p>有機韃靼そばを原料とした乾麺の有利販売と有機農業の取組拡大を図る。 【みどりハード※を活用】</p> <p>千代菊(株)(岐阜)</p>  <p>有機栽培米を使用した日本酒の消費拡大。</p>	<p>(株)オプティム(東京)、(株)オプティムアグリ・みちのく(青森)</p> <p>ドローン等を用いて化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築し、ブランド米として付加価値を向上。</p> <p>大分県農業協同組合(大分)</p> <p>化石燃料や化学農薬の使用を低減して生産したハウスみかんを区分管理して流通させることで、付加価値を向上。 【みどりハード※を活用】</p>

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業
(①～⑥)



(地方農政局等を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。)

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること
(事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。)

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

(①～③を満たす必要があります。)

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

認定者に対する支援措置

- 補助金の採択要件
 - ・みどりハード事業
- 課税の特例 (法人税・所得税)
 - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の**専門の製造施設・設備等**の導入に対する**投資促進税制** (特別償却)
 - (2) 機械メーカー向け (対象は生産者)
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に**投資促進税制**が適用 (特別償却)
〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕
- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分 (目的外使用等) の制限解除に関する承認手続の**ワンストップ化**
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の**手続のワンストップ化**
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の**出願料及び登録料の減免**
- 食料システム法の特例
 - ・日本公庫による**長期低利資金**の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による**低利資金**
(新事業活動促進資金 特別利率②) の貸付適用
〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

※認定類型ごとに活用できる支援措置が異なります。

みどりの食料システム戦略推進総合対策

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）
 [令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）]

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

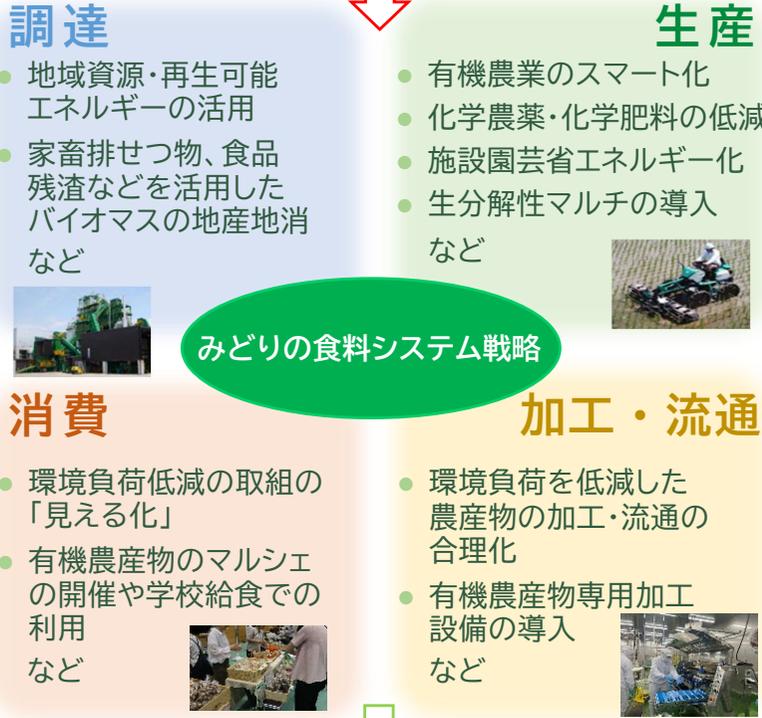
- ①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。
 - ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
 - イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
 - ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
 - エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組
- ②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。
 - ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
 - イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
 - ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり
- ③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。
 - ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
 - イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
 - ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
 - エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
 - オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

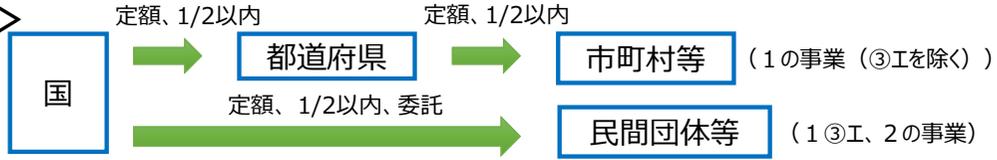
- 民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。
- ア 関係者の理解促進やJ-クレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
 - イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
 - ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大



<事業の流れ>



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

[お問い合わせ先]
 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 8

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

（ハード支援）認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

（ソフト支援）農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

＜事業イメージ＞

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

＜ハード支援のイメージ＞



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区管理のための小規模貯蔵施設の整備

（ハード支援）
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象
（ソフト支援）
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

＜ソフト支援のイメージ＞



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



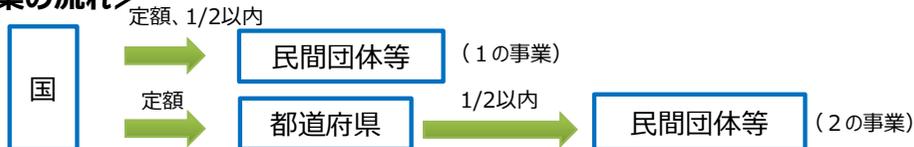
水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
（機械導入支援）：200万円
（施設整備支援）：1,000万円

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
[令和12年]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

<事業の内容>

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予察・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

- ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系**の検証
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

以下の1又は2を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)

- 発生ピーク 月●日頃
- AIによる病害虫発生予測 [化学農薬低減]
- 可変施肥 [化学肥料低減]
- 自動除草ロボット [有機栽培]
- バイオ炭の農地施用 [GHG削減]

又は

気候変動適応技術(例)

- 遮光資材の導入

省力化に資する技術(例)

- ドローン
- リモコン草刈機

+

選 検証に必要な
択 スマート農業機械等の導入

- 自動操舵システムなど

2 グリーンな飼養体系の検証

- アミノ酸バランス改善飼料への転換
- ゲップ抑制によるN₂O排出削減
- GHG削減に資する飼料添加物の給与
- 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給与
- 消化管内発酵によるCH₄、N₂O排出削減

栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

〔お問い合わせ先〕 (1の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107)
 (2の事業) 畜産局総務課畜産総合推進室 (03-6744-0568)

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）**の適用が受けられます。
- ・ 本税制は、**令和10年3月31日までの間に、認定実施計画**に基づき対象設備等を取得し、**当該事業の用に供した場合**に適用されます。

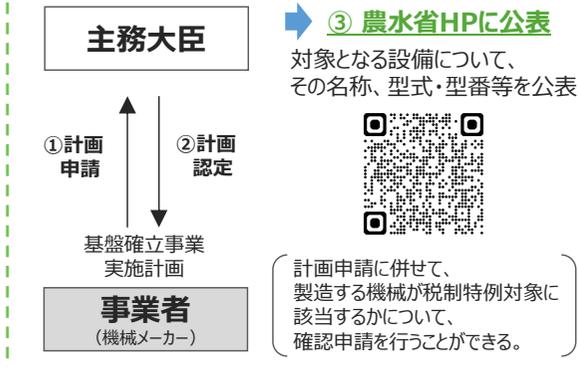
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

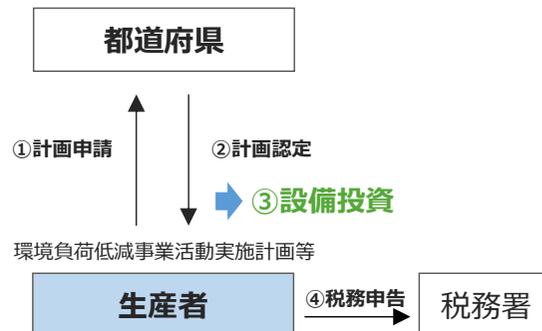
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置



ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>

